平成２７年（フ）第５２３６号
大阪市北区中津３丁目３番27号　三木シャトーマンション505号室、前住所大阪府枚方市山之上北町60番１―618号
債務者　澤田知麻子
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１４号
大阪市城東区成育３丁目16番23号　松岡マンション402
債務者　田中　義人
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５０号
大阪市天王寺区生玉町12番３号　シティコート高津エレガンス602号
債務者　山内　琴乃（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９２号
大阪市大正区千島２丁目４番４―819号
債務者　宮本　　大
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０７号
大阪府吹田市千里山西１丁目26番28号
債務者　永井　智子（旧姓髙倉）
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３９号
大阪府吹田市津雲台３丁目４番Ａ22―105号
債務者　寺浦　　稔
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４１号
大阪府高槻市大畑町11番７―207号
債務者　大塚　恭正
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５５号
大阪市港区田中１丁目15番20号　ＢＯＮＪＯＵＲ田中303号
債務者　喜一座こと　黒木　知貴
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６９号
大阪市平野区背戸口３丁目９番24―405号
債務者　山中　康広
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０６号
大阪府吹田市岸部北５丁目12番９号（201）、前住所大阪府吹田市千里山西６丁目８番30号（7008）
債務者　丹　　亮
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２３号
大阪市西淀川区姫島２丁目14番９号　ロイヤル姫島207号室
債務者　舩阪　小**雪**
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９３２号
大阪府東大阪市横沼町１丁目１番27号　尾張文化　１階１号
債務者　檜垣　律子
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１０２号
大阪市東住吉区田辺１丁目６番19号
債務者　山名　康正
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８４２号
仙台市泉区野村字桂島東１番地の１　ヴィアーレ・ＡＵⅢ―303、従前の住所青森県八戸市石堂３丁目10番９号　ソシアルハイツ石藤Ａ201
債務者　種市　正子
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７号
福島市本内字東井戸神19番地の１　バウムＳ・Ｍ２号室
債務者　**廣**瀬　武史
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１９号
千葉県富津市青木３丁目４番地３
債務者　礒嵜　治美
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第９号
山梨県都留市桂町1226番地６
債務者　渡邊　広美
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係